

議案第118号 四万十町防災会議条例の一部を改正する条例について

【要旨】

東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、これまでの状況を引き続き検証し、法制に関わる課題のうち大規模災害時における対応の円滑化、迅速化等、緊急性が高いものから法制化の検討が進められ、「災害対策基本法の一部を改正する法律」が6月27日に公布、施行されました。

大規模広域な災害への即応力の強化や被害者対応の改善、教訓伝承、防災教育の強化や地域防災力の向上など、いつ起こるかわからない大規模災害に備えるため、緊急性の高いものについて所要の法改正が行われました。

この法改正の中で、防災会議と災害対策本部の役割の明確化や、防災会議の所掌事務及び防災委員の見直しなどが行われたことに伴い、本条例の規定を整理するため、改正しようとするものです。

【改正の内容】

○四万十町防災会議条例の一部改正について

防災会議は災害対策の総合的・計画的な推進を担う場であると考えられます。現条例では平時において地域防災計画を作成するほか、「災害が発生した場合に、防災に関する情報を収集すること」などが所掌事務とされていましたが、これまでも被災者の救助や支援をはじめとする災害応急対策は災害対策本部において実施してきました。

機動性が求められる災害応急対策は災害対策本部に一元化することが効果的であることから、両者の役割分担を明確化することとし、防災会議については平時における防災に関する諮問的機関としての機能などを所掌事務として追加し、併せて多様な主体の参画を図るため、委員に学識経験のある者及び町長が特に必要と認める者を追加することとしました。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) (略) (2) <u>町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u> (3) <u>前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。</u>	(所掌事務) 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) (略) (2) <u>町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u>

改正後	改正前
(4) <u>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。</u> (会長及び委員) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) <u>関係指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者</u> (2) <u>高知県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者</u> (3) <u>窪川警察署の警察官のうちから町長が委嘱する者</u> (4) <u>町の職員のうちから町長が指名する者</u> (5) (略) (6) <u>四万十消防団長、各方面隊長、四万十清流消防署長及び西分署長</u> (7) <u>関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関・公共的団体の職員のうちから町長が委嘱する者</u> (8) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者</u> (9) <u>前各号のほか、町長が特に必要と認める者</u> 6 (略) 7 第5項第7号から第9号の委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 8 (略)	(3) <u>前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。</u> (会長及び委員) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) <u>町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者</u> (2) <u>高知県知事が、その部内の職員のうちから指名する者</u> (3) <u>町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員</u> (4) <u>町長がその内部の職員のうちから任命する者</u> (5) (略) (6) <u>町の消防団長、各方面隊長、高幡消防組合四万十清流消防署長及び西分所長</u> (7) <u>町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関・公共的団体の職員のうちから町長が委嘱する者</u> (8) <u>自主防災組織又は住民のうちから町長が委嘱する者</u> 6 (略) 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 8 (略)